

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

2024年3月6日

神奈川県民間施設共同会研修補足資料

(社福)星谷会 星谷学園 施設長 理事長 河 原 雄 一

令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定率

+ 1.12%

改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率 + 1.5%を上回る水準 となる見込み

令和6年度 介護報酬改定率

+ 1.59%

うち処遇改善分	0.98%
その他改定	0.61%

改定率の外枠として処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額による介護施設の増収効果として、+0.45%相当の改定が見込まれ、合計+ 2.04%相当 となる見込み

令和6年度 診療報酬改定率

本体	+ 0.88%	h 薬価・材料価格	▲ 1.00%
----	---------	-----------	---------

令和5年度障害福祉サービス等経営実態調査の概要(抜粋)

サービスの種類	令和2年経営 実態調査	令和5年経営実態調査		サービスの種類	令和2年経営 実態調査	令和5年経営実態調査	
	(令和元年度 決算)	(令和4年度決算)			(令和元年度 決算)	(令和4年度決算)	
	収支差率	収支差率	対令和元 年度増減		収支差率	収支差率	対令和元 年度増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	5.3%	6.9%	1.6%	自立生活援助	2.7%	6.7%	4.0%
		7.0%	1.7%			8.0%	5.3%
重度訪問介護	5.9%	7.1%	1.2%	計画相談支援	0.5%	5.3%	4.8%
		7.2%	1.3%			5.6%	5.1%
同行援護	5.1%	5.6%	0.5%	地域移行支援	3.0%	0.8%	▲2.2%
		5.9%	0.8%			1.0%	▲2.0%
行動援護	4.0%	8.7%	4.7%	地域定着支援	5.2%	▲0.4%	▲5.6%
		9.0%	5.0%			▲0.4%	▲5.6%
日中活動系サービス				障害児相談支援	1.5%	3.8%	2.3%
短期入所	4.0%	5.7%	1.7%			4.0%	2.5%
		5.9%	1.9%	障害児通所・訪問サービス			
療養介護	1.6%	1.5%	▲0.1%	児童発達支援	1.2%	5.8%	4.6%
		1.6%	▲0.0%			6.0%	4.8%
生活介護	8.9%	8.3%	▲0.6%	医療型児童発達支援 ※	1.3%	▲8.8%	▲10.1%
		8.5%	▲0.4%			▲8.8%	▲10.1%
施設系・居住系サービス				放課後等デイサービス	10.7%	5.8%	▲4.9%
施設入所支援	6.3%	7.1%	0.8%			5.9%	▲4.8%
		7.4%	1.1%	居宅訪問型児童発達支援 ※	▲0.3%	9.8%	10.1%
共同生活援助(介護サービス包括型)	7.3%	9.1%	1.8%			10.2%	10.5%
		9.5%	2.2%	保育所等訪問支援	▲0.5%	▲0.4%	0.1%
共同生活援助(日中サービス支援型)	11.5%	3.8%	▲7.7%			0.0%	0.5%
		4.2%	▲7.3%	障害児入所サービス			
共同生活援助(外部サービス利用型)	6.3%	1.1%	▲5.2%	福祉型障害児入所施設	0.2%	5.6%	5.4%
		1.3%	▲5.0%			5.7%	5.5%
訓練系・就労系サービス				医療型障害児入所施設	1.9%	6.0%	4.1%
自立訓練(機能訓練) ※	1.3%	3.1%	1.8%			6.1%	4.2%
		3.2%	1.9%	全サービス平均(参考)			
自立訓練(生活訓練)	6.4%	0.9%	▲5.5%	全体	5.0%	5.3%	0.3%
		1.6%	▲4.8%			5.6%	0.6%
就労移行支援	5.5%	7.9%	2.4%				
		8.4%	2.9%				
就労継続支援A型	4.2%	2.9%	▲1.3%				
		3.9%	▲0.3%				
就労継続支援B型	6.0%	5.2%	▲0.8%				
		5.8%	▲0.2%				
就労定着支援	2.9%	9.2%	6.3%				
		9.7%	6.8%				

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー(11名)

- ・ 有村 大士 日本社会事業大学社会福祉学部教授
- ・ 石川 貴美子 秦野市福祉部障害福祉課長
- ・ 石津 寿恵 明治大学教授
- ・ 井出 健二郎 兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護マネジメント教授
- ・ 岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院教授
- ・ 小澤 温 筑波大学人間系教授
- ・ 高 容康 豊中市こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課主幹、豊中市立児童発達支援センター所長
- ・ 佐藤 香 東京大学社会科学研究所社会調査・データアーカイブ研究センター教授
- ・ 田村 正徳 埼玉医科大学総合医療センター名誉教授、佐久大学客員教授
- ・ 野澤 和弘 毎日新聞客員編集委員
- ・ 橋本 美枝 成田地域生活支援センター施設長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

主査 厚生労働大臣政務官
副主査 厚生労働省障害保健福祉部長
副主査補 こども家庭庁長官官房審議官(支援局担当)
構成員
厚生労働省障害福祉保健部 企画課長
障害福祉課長
精神・障害保健課長
地域生活・発達障害者支援室長
職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課
(オブザーバー)
こども家庭庁支援局 障害児支援課長

- 【検討項目】 (1) 障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査
(2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 等

<令和6年度報酬改定チーム検討スケジュール(イメージ)>

令和5年5月22日(月)	第28回報酬改定検討チーム(今後の検討の進め方について)
7月～8月	関係団体ヒアリング(6回程度)
8月中	関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理
9月～10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和6年2月	障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ

食事提供体制加算の経過措置の取扱い

【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

・食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

☆通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

〔見直し後〕

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万 円未満）の利用者に対して、事業所が原則として

当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

《運営基準【新設】》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

☆ **第二種医療機関**：第二種感染症指定医療機関とは、感染症病床や結核病床を有する指定医療機関で、第二種感染症の予防や治療を行うために受けている医療機関。

※横浜市立市民病院・川崎市立川崎病院・横須賀市立市民病院・厚木市立病院・藤沢市民病院・平塚市民病院・神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院・公立大学法人横浜市立大学附属病院・独立行政法人国立病院機構神奈川病院・神奈川県立循環器呼吸器病センター・川崎市立井田病院

施設入所者の送迎加算の取扱い

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

〔見直し後〕

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき 所定単位数を加算する。

- ・イ 送迎加算（Ⅰ）（片道につき21単位を加算）
- ・ロ 送迎加算（Ⅱ）（片道につき10単位を加算）

《サービス提供時間ごとの基本報酬の設定》

- ・ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- ・ なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、**障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。**
- ・ また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

《入浴支援加算【新設】》・ 80単位／日

- ・ 医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

《喀痰吸引等実施加算【新設】》・ 30単位／日

- ・ 医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

《栄養スクリーニング加算【新設】》 5単位／回

- ・ 利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

《栄養改善加算【新設】》 200単位／回

・次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事 相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養 状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

《福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し》

・生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（1日につき15単位を加算） ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）（1日につき10単位を加算） ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）（1日につき6単位を加算）

《自立生活支援加算の拡充》

〔見直し後〕 イ 自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月

※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する

ハ 自立生活支援加算（Ⅲ）

① 利用期間が3年以内の場合 80単位／日 ② 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位／日 ③ 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位／日 ④ 利用期間が5年を超える場合 40単位／日

※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。

② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。

③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。

④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。

⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。

⑦ 居住支援法人と共同して利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

《退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費【新設】》

2,000単位／月

※ グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1月につき所定単位数を算定する。

- ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

《ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- ① 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

《日中支援加算(Ⅱ)の見直し》

〔見直し後〕 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 日中支援対象利用者が1人の場合 (一) 区分4から区分6まで 539単位 (二) 区分3以下 270単位
- (2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合 (一) 区分4から区分6まで 270単位 (二) 区分3以下 135単位

〔見直し後〕 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

《人員配置体制加算【新設】(介護サービス包括型の例)》

イ 人員配置体制加算(Ⅰ)

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法(従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。)で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) 指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実(補足)

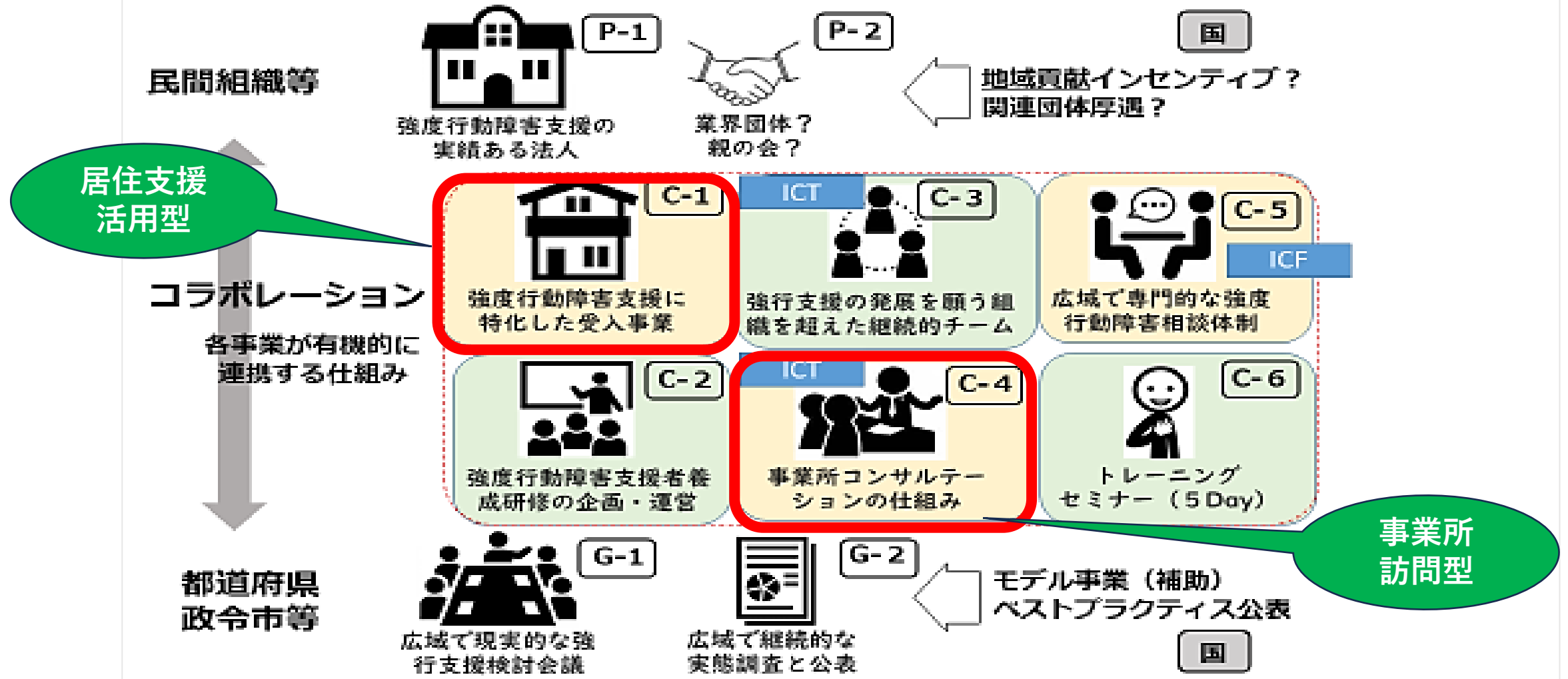
R3年度全自社協研究資料

地域における取り組み例 (地域勉強会ワーキング)

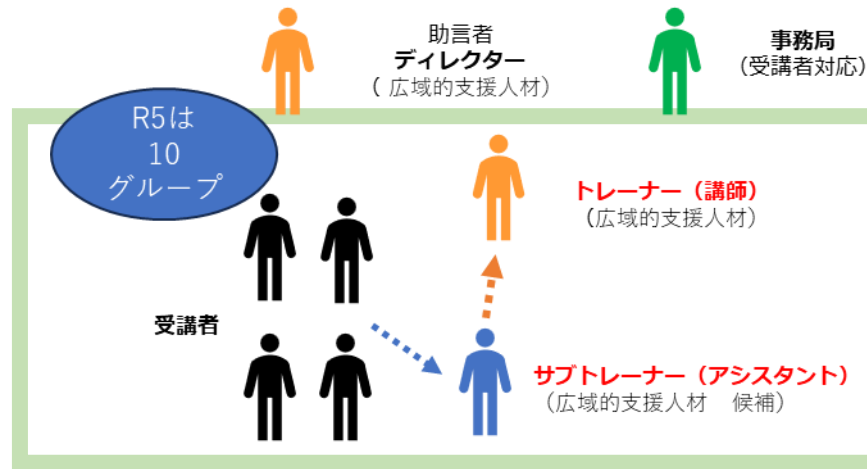
地方自治体と民間法人等との利的協力関係をどのように築くか

全日本自閉症支援者協会、2021年

国立のぞみの園 2020～2021年



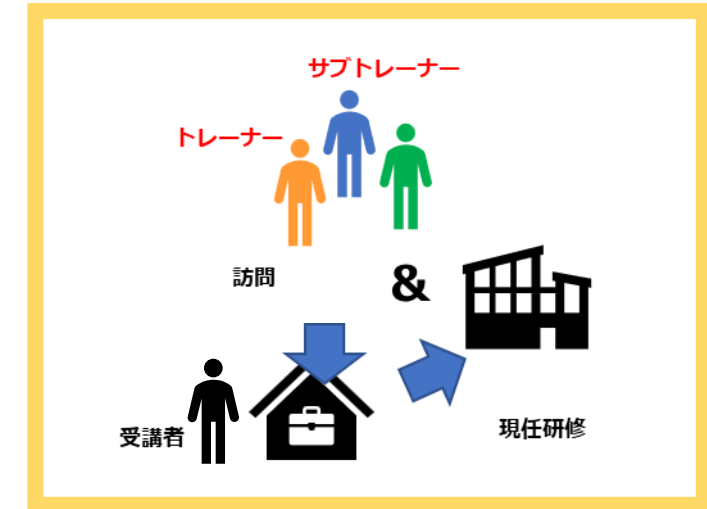
中核的人材養成研修（迅速に広域的支援人材の養成も行う形式で）



研修中／後のサポート体制



研修後のサポート体制



受講者



- ・事業所において、
①実践の中心となって、チームとともに標準的支援を実施する、
②家族や管理者、外部コンサルタントに対して、客観的な記録をもとに状況を説明する

サブ・トレーナー



- ・研修において、③トレーナーを補佐し、受講者が①②を身に付けることができるようにサポートしつつ（OJT）
④トレーナーの発言内容やタイミング、動き方等を把握・吸収し（OJT）
研修後の ⑤トレーナーに同行し、修了者に対するフォローアップ（コンサルティング）を行う

トレーナー
ディレクター



- ・国研修等の講師、運営に携わった経験や発達障害者支援センター等において支援経験がある者として、国立のぞみの園の事務局が指名した者であって中核的人材（候補）が①②を学べるように研修を進行し
サブ・トレーナーが③④⑤の体験ができるように配慮する

トレーナー、ディレクターの承認を受けて、研修修了証を発行（場合によっては、研修後のフォローアップを必要とする）

*本研修を通して、サブトレーナーは、トレーナーから、事業所支援を行うためのノウハウを学び、将来的な広域的支援人材となるための能力を高める

中核的人材養成研修（暫定プログラム）

※事業所のリーダー的立場の人を対象とした実践研修（17時間＋●、約6か月）

【事前オンデマンド講義】研修概要、「標準的な支援」とは、シート類（＊１）の使用方法（1.5時間）

●対象事例についてシート類（＊１）への記入

１【講義】チーム支援の事例、管理者の役割＋【演習】シート記入状況の確認（2.5時間）

●2回目シート類（＊２）への記入（3～4週間）

２【講義】環境調整のプロセス＋【演習】環境調整のアセスメント（2.5時間）

●環境調整アセスメントの完成（3～4週間）

３【講義】環境調整の計画立案＋【講義】環境調整の計画（2.5時間）

●環境調整支援の実施、記録（3～4週間）

４【演習】環境調整の実践報告＋【講義】環境調整の継続（2.5時間）

●5回目シート類（＊３）への記入（3～4週間）

５【講義】機能的アセスメント＋【演習】機能的アセスメントに基づく支援計画の作成＋【講義】QOL向上に向けた支援（2.5時間）

●実践動画の提出（3～4週間）

６【演習】事業所における「標準的支援」のチーム支援の実戦報告（3時間）

P
D
CA
P
D

CA

＊１：対象事例基本情報シート、ICF情報把握シート、BPI-S、ABC-J など

＊２：学習スタイルチェックシート、冰山モデルシートなど

＊３：ABC記録、スキッタープロット、ストラテジーシートなど（たとえば FAST、Observations ）

管理職
も参加

管理職
も参加

今後の中核的人材養成研修（予定）

2023～24
国立のぞみの園
において
モデル研修を実施

2000
全国の複数の拠点
において
研修を実施

2000
都道府県において
研修を実施

2023年度は、11月～3月に実施
・各自治体から、サブトレーナー1名、受講者4名を受付け

2024年度は、夏～冬にかけて実施（受講対象は全都道府県）
・各自治体から、サブトレーナー1名、受講者2名を受付け

相談系サービス(補足)

○基本報酬の見直し

(機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ))を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加)

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。(複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件)

児童発達支援(補足)

○セルフプランの場合の事業所間連携の強化

《事業所間連携加算【新設】》

事業所間連携加算(Ⅰ) 500単位/回(月1回を限度)…①

事業所間連携加算(Ⅱ) 150単位/回(月1回を限度)…②

※セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、①コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合 ②①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

第3 終わりに

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。

○ 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① 障害者支援施設の在り方について

・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 共同生活援助における支援の質の確保について

・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ 質の高い障害児支援の確保について

・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。

・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。

・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について ・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の

経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調

査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。 ・ 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

・ 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

（福祉・介護職員等処遇改善加算について）

- ・生活介護の例は提示されているが、新加算Ⅰの事業ごとの条件はどのようなものか。

（障害者支援施設・施設入所支援・生活介護）

- ・地域移行等意向確認担当者とは、神奈川県独自に位置づけられた「かながわ地域生活移行スペシャリスト」を選任しても良いのか。別の職員を選任すべきか。（令和6年度は努力義務）
- ・行動障害を有する障害者等への支援体制の充実について
- ・「（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上」とあるが、今まで一人の該当支援員に利用者5名までという上限があった。この条件をクリアすると対象者全員に加算がつけられるのか？
- ・「生活支援員の内、基礎研修修了者の割合が20%以上」について、常勤換算後の員数に対する割合なのか、生活支援員の頭数に対する割合なのか？
- ・見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件緩和の項目

見守り機器を導入すると夜間配置体制加算の要件を緩和するとなっているが、具体的な見守り機器を提示していただきたい。また見守り機器を導入したとしても実際の支援や介助は職員が行うので、見守り機器導入後も基準以上の職員配置をした場合は加算にならないのか。

- ・障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上について

①感染症発生時に備えた平時からの対応

- ・報酬による評価の①の「協定締結医療機関との連携体制を構築していること」とある連携体制はどこまで求めているのか？ 10単位/月は全員につくのか。
- ・施設入所支援の日中支援サービスの生活介護については、入浴サービスを生活介護の提供時間に含めてよろしいか。
- ・「通院支援加算」の具体的な対象者像についてお示しいただきたい。

(生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し)

- ・送迎時間はサービス提供時間に含まれるのか。運転手、添乗職員の人件費と、車両の維持管理費にコストをかけているが送迎加算で賄えられる額ではない。加算は基本報酬の上にあるものなので、送迎時間をサービス提供時間に含めるのが妥当と考えられる。

- ・障害者の送迎は、例えば大和市は南北に広いので往復2時間かかってしまう。短時間で送迎ができる介護保険事業所とは違うので検討してほしい。

- ・サービス提供時間について、重要事項説明書に原則的なサービス提供時間を記載してあるが、利用者様の都合等により、原則的なサービス提供時間を超えてサービス提供することは可能か？例えば、例えば重要事項説明書に原則9：30～15：30(6時間以上～7時間未満)としてある場合でも、10：00～16：00に施設にてサービス提供を行い、6時間以上～7時間未満で算定することは可能か。

- ・サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とする事など一定の配慮を設ける。」との事であるが、この文言の趣旨は、仮に事業所で定めている原則的なサービス提供時間が9：30から15：30として、

①その障害特性により、基本的に上記サービス提供時間での利用が難しく、「常時」短時間での利用となっている利用者についても、個別支援計画に9：30～15：30という、事業所で定めた原則的なサービス提供時間を位置付ければ、6時間以上7時間未満の単位数での算定が可能としたものなのか。

②障害特性により、日によって早く帰るなど短時間利用となることのある利用者について、個別支援計画に利用者それぞれの標準的なサービス提供時間を定めておけば、短時間利用をした日も、個別支援計画に定めたサービス提供時間での算定が可能と言う事なのか。

③「医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性により利用時間が短時間にならざるを得ない者」とは、どのような障害者が対象になるのか。

④医療的ケアが必要な者や盲ろう者ではない方などの対象者は限定せず、利用者の都合（受診など）により、短時間利用となった場合にも、個別支援計画に定めたサービス提供時間での算定は可能なのか。

(共同生活援助事業)

・地域移行推進加算

地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。「地域活動への参加等」について具体的な事例についてお示しいただきたい。

・地域連携推進会議の設置について、その構成員の条件、地域住民の代表者等について具体的な対象者についてお示しいただきたい。

その辺の地域の理解のある方は法人の理事や評議員などにも入ってもらっており、その代表者が施設関係者の場合と重なる場合もあるのでその辺は可能かどうか？

・人員配置体制加算の算定方法について具体的にお示しいただきたい。

(相談支援)

・主任相談支援専門員の300単位の加算条件の詳細（「助言指導」の具体的な内容例）について知りたい。

・機能強化型事業所で主任相談支援専門員の助言指導をうける体制確保の場合、常勤専従の社会福祉士、精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可とあるが、相談支援員の業務内容、その後の初任者研修受講との関係性についてお示しいただきたい。

・要医療児者支援加算や行動障害加算の対象者あり60単位は、研修を受講したうえで相談支援として実際に行っていれば全員が対象となるのか。（その他の加算も同様）

・主任相談支援員専門員加算：地域の中核的な役割を担う相談支援事業所とはどの事業者なのか。

・集中支援加算の居宅等を訪問の「等」は、通所先事業所なども含まれるのかお示しいただきたい。

・初回加算の居宅等訪問の「等」の具体例をお示しいただきたい。

(児童発達支援センターの中核機能強化加算)

- ・基本要件にある取組内容の公表や外部評価の実施とはどのようなものかお示しいただきたい。
- ・児童の事業における専門的支援加算について今回は特別支援加算と統合され「専門的支援体制加算」と「専門的支援実施加算」に整理されるよう示されています。その中において「理学療法士等」については理学療法士のほか作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者も認められ、その他に児童発達支援のみであります。「保育士として5年以上児童福祉事業に従事したもの」も認められています。この保育士の経験年数による資格要件について引き続き継続していただけるのかお伺いします。運営上は保育士の配置を既に行っていることもあり継続を希望し、かつ是非放課後等デイにおいても認めていただけないか希望します。